

会員各位

大阪府医師会より、下記のお知らせが届いております。ご確認ください。

吹田市医師会

令和2年1月20日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルスに関連した肺炎を疑う患者の対応について（その2）

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り、大阪府から通知がありました。

標記に関連しましては、本年1月17日付で通知していますが、今般の通知は、武漢での原因不明の肺炎を疑う患者を診療する際には、以下の内容に留意することや、適切な院内感染対策を講ずることを依頼するものです。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1 原因不明の肺炎疑い例を診療する際の注意点

(1) 発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、武漢への渡航歴（渡航地域、渡航期間）を聴取する。

(2) 発熱または呼吸器症状を訴える患者に武漢市への渡航歴がある場合には、以下を確認する。

①武漢市内の海鮮市場への訪問の有無、②武漢市内での医療機関受診の有無、③武漢市内での病人との接触の有無

2 原因不明の肺炎疑い例の定義

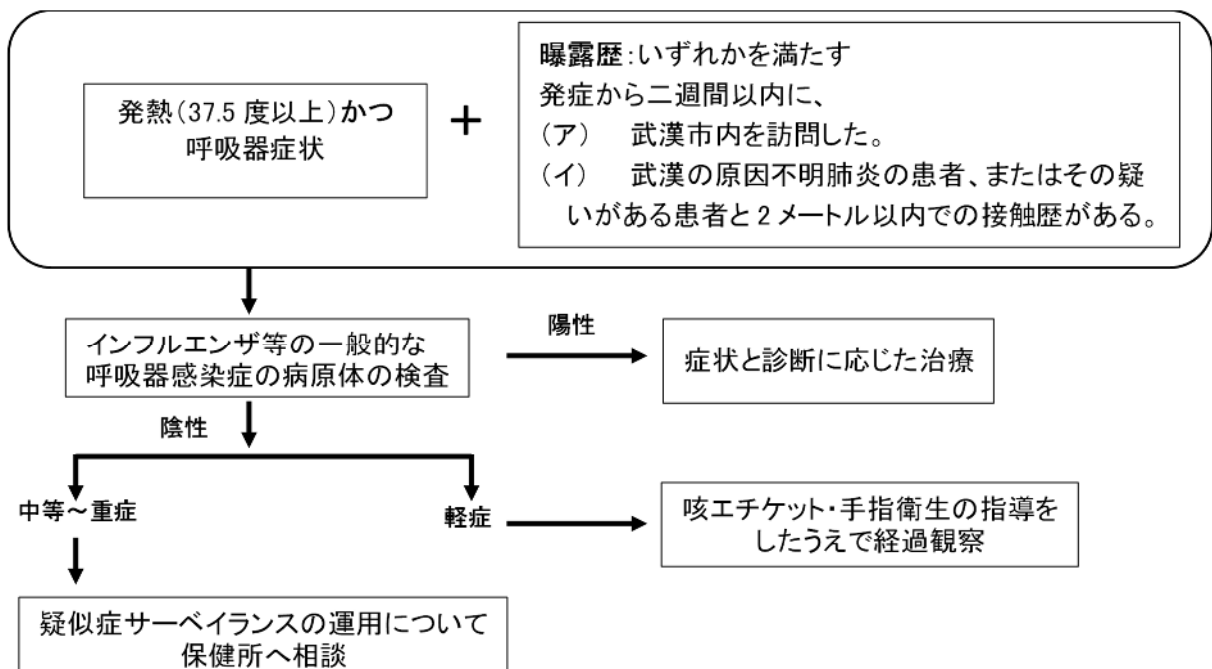
以下の(1)、(2)すべてを満たす場合を「疑い例」とする。

(1) 発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状を有している。

(2) 発症から2週間以内に、以下の①、②の曝露歴のいずれかを満たす。

①武漢市内を訪問した。②武漢の原因不明肺炎の患者、またはその疑いがある患者と2メートル以内で接触歴がある。

*参考) 国立感染症研究所 HP より引用（検査や対応の流れ）



3 原因不明の肺炎疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には、標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人には必ずサージカルマスクを着用させ、医療従事者は、診察する際にはサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、上記2「原因不明の肺炎疑い例の定義」（2）①、②のいずれかの曝露歴のある患者を診察する場合は、以下に留意する。

（1）診察室および入院病床は個室が望ましい。

（2）患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮しN95 マスクを装着する。

（3）患者の移動は、医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には患者にサージカルマスクを装着させる。

4 疑い例を診察した場合

インフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行う。

検査の結果、原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行う。上記2「原因不明の肺炎疑い例の定義」に該当し、微生物学的検査の結果、病原体が陰性である場合、軽症の場合には咳エチケット・手指衛生の指導をしたうえで経過観察をし、重症である場合には、管轄の保健所※へ相談する。

※下記 HP 参照。夜間対応については、保健所もしくは保健センター宛に電話をかけると、音声ガイダンスが流れます。それに沿って進むと、夜間対応者につながり、その後、感染症関係者へ連絡が行くとのことです（大阪府に確認済み）。

【参考ホームページ】

・府内保健所、保健福祉センター連絡先一覧

https://www.mfis.pref.osaka.jp/omfo/fo_healthcenter.aspx?lang=ja

・新型コロナウイルスに関連した肺炎について（大阪府）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

・新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

大阪府医師会地域医療 1 課（小山） TEL:06-6763-7012
--